明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○地域的な包括的経済連携協定（七）　二

本号で公布された法令のあらまし

◇地域的な包括的経済連携協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、地域的な包括的経済連携協定交渉参加一五箇国の間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を拡大させるとともに、知的財産、電子商取引等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　冒頭の規定及び一般的定義（第一章関係）

協定の規定に基づいて地域的な包括的経済連携（以下「ＲＣＥＰ」という。）を自由貿易地域として設定すること、協定における用語の一般的定義及び協定の目的について規定している。

2　物品の貿易（第二章関係）

各締約国は、附属書Ⅰの自国の表に従い、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃することを規定するほか、内国民待遇、産品の一時免税輸入、数量制限の一般的廃止、輸入許可手続の透明性等について規定している。

3　原産地規則（第三章関係）

㈠　産品が協定に基づく関税上の特恵待遇の対象となる締約国の原産品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明手続等について規定している。

㈡　品目別規則及び産品ごとに満たすべき関税分類の変更の要件等について規定している。（附属書三Ａ関係）

㈢　原産地証明書及び原産地申告の必要的記載事項について規定している。（附属書三Ｂ関係）

4　税関手続及び貿易円滑化（第四章関係）

㈠　各締約国の関税法令の適用及び税関手続等の一貫性及び透明性の確保、通関等の手続の迅速化、税関協力等について規定している。

㈡　ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー及びベトナムの第四章に基づく約束の実施のための期間について規定している。（附属書四Ａ関係）

5　衛生植物検疫措置（第五章関係）

衛生植物検疫措置に係る手続の透明性の確保、締約国間の技術的協議等について規定している。

6　任意規格、強制規格及び適合性評価手続（第六章関係）

任意規格、強制規格及び適合性評価手続の立案等における透明性の確保、締約国間の技術的討議等について規定している。

7　貿易上の救済（第七章関係）

㈠　ＲＣＥＰセーフガード措置並びにダンピング防止税及び相殺関税等について規定している。

㈡　ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行について規定している。（附属書七Ａ関係）

8　サービスの貿易（第八章関係）

㈠　他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを規定するほか、各国の規制及び措置の透明性を確保すること、当該措置が合理的、客観的及び公平な態様で運用されることを確保すること等について規定している。

㈡　金融サービスに関して、締約国が信用秩序の維持のための措置を採用すること等を妨げられないことを規定するほか、新たな金融サービスを提供することを許可するよう努めること、規制の透明性を促進すること等について規定している。（附属書八Ａ関係）

㈢　公衆電気通信サービスへのアクセス及び利用に関する措置並びにその提供者についての義務等、公衆電気通信サービスの貿易に影響を及ぼす措置等について規定している。（附属書八Ｂ関係）

㈣　各締約国は、職業上の資格、免許又は登録の承認に関する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスを特定するよう努めるため、自国の領域内の関係団体と協議すること等を規定している。（附属書八Ｃ関係）

9　自然人の一時的な移動（第九章関係）

物品の貿易、サービスの提供又は投資の遂行に従事する他の締約国の自然人の一時的な入国及び一時的な滞在の許可並びに当該許可に関する手続等について規定している。

10　投資（第一〇章関係）

㈠　各締約国は、対象投資財産等に対し、内国民待遇、最恵国待遇、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えることを規定するほか、特定措置の履行要求の禁止、正当な補償等を伴わない収用の禁止等について規定している。

㈡　締約国は、「国際慣習法」が、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準に関連するものを含め、各国が法的義務であるとの認識により従う各国の一般的なかつ一貫した慣行から生ずるとの理解を共有していることを確認することを規定している。（附属書一〇Ａ関係）

㈢　第一〇・一三条（収用）の規定は、直接的な収用及び締約国による一の行為又は一連の関連する行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する事態を取り扱うものであること等を規定している。（附属書一〇Ｂ関係）

11　知的財産（第一一章関係）

㈠　知的財産の保護に関する内国民待遇、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、特許、意匠等を対象に知的財産権の取得や民事上の救済等に係る権利行使等について規定している。

㈡　カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ及びベトナムの締約国別の経過期間について規定している。（附属書一一Ａ関係）

㈢　カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムの技術援助に係る要請の一覧について規定している。（附属書一一Ｂ関係）

12　電子商取引（第一二章関係）

電子的な送信に対して関税を課さないという慣行を維持すること、自国の領域において事業を実施するための条件として、コンピュータ関連設備を自国の領域内に設置することを要求してはならないこと、情報の電子的手段による国境を越える移転を妨げてはならないこと等について規定している。